

第8章 文化財の総合的・一体的な保存と活用 ～関連文化財群（テーマ、ストーリー別の取組み）～

1 関連文化財群の設定の目的と考え方

(1) 関連文化財群とは

関連文化財群とは、文化財の指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化の特徴に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとしてとらえたものです。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組です。まとまりを持って扱うことで、単体では価値づけの難しい未指定の文化財についても構成要素としての価値付けが可能となります。

(2) 関連文化財群の設定の目的

本市の歴史文化の特徴をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用を図るため、歴史文化の特徴に基づき関連文化財群を設定します。

関連文化財群を活かした整備・普及・情報発信といった各種取組みを推進することで、身近な文化財に対する地域の人々の理解や関心を深めるとともに、地域の人々のみならず、市内外への文化財の魅力を発信し、まちづくりや観光資源として活用していくことが可能となります。

(3) 関連文化財群のまとめ方

第5章では、本市の歴史文化の総体として、「谷津と台地で形成された歴史文化」と位置づけ、その総体を特徴付けるものとして「分水界がもたらした文化」、「江戸時代の馬牧がもたらした文化」、「交差するまちの文化」、「7つの集落を基盤とした文化」の4つの視点でまとめました。本章では、これらの4つの歴史文化の特徴をもとに紡いだ5つのストーリーに関連付けられる文化財を本市の「関連文化財群」として位置付け、「構成文化財」として一覧にまとめました。それぞれの関連文化財群の保存と活用に関する課題と方針、その措置について記載しています。表の記号は以下のとおりです。なお、第7章の措置の再掲である場合には、()で該当番号を記載しています。

取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える

*市民には、自治会を含む。団体には学校・大学を含む。

取組時期 前期 (R5～7) 中期 (R8～10) 後期 (R11～14)

(4) 鎌ヶ谷市の歴史文化の特徴と関連文化財群の関係

- ① 〈分水界がもたらした歴史文化〉 分水界をはさんだふたつの文化
- ② 〈江戸時代の馬牧がもたらした歴史文化〉 牧から開墾の地へ
- ③ 〈交差するまちの歴史文化〉 人々の往来と交流～木下街道と鎌ヶ谷宿～
- ④ 〈交差するまちの歴史文化〉 草莽の志士澁谷総司とその生家～国登録有形文化財澁谷家住宅～
- ⑤ 〈7つの集落を基盤とした歴史文化〉 今につづく江戸時代の文化

① 〈分水界がもたらした歴史文化〉 分水界をはさんだふたつの文化

【ストーリー】

市域の文化圏は、台地中央を東西に走る分水界を境に、大きく南北方向へふたつに分かれます。

北側は、主に手賀沼へ至る水系に展開した文化圏で、旧石器時代の約3万年前の東林跡遺跡^{ひがしはやしあと}から始まります。縄文時代の6,000年～5,000年前の遺跡が点在し、それ以降は、平安時代の鍛冶遺構などが確認されていますが、遺跡数は多くありません。鎌倉時代になると、相馬御厨^{そうまのみくりや}の一部として、佐津間村と栗野村が誕生し、14世紀までは相馬氏の支配を受けていました。その後の中世における支配は不明ですが、14世紀から15世紀初めの浄土宗系の種子板碑^{しゅじいたび}が35基まとまって出土しており、大津川をのぞむ台地のへりに造られた佐津間城などから、人々の動きがうかがえます。

一方、南側は、東京湾へ至る水系に展開した文化圏で、特に縄文時代中～後期を中心とする5,000年前から2,500年前までの遺跡が多く点在しています。大型貝塚の中沢貝塚を始めとして、貝塚を伴う海の恵みを受けた遺跡も多くあります。古墳・奈良・平安時代の遺跡も点在しており、双賀辺田No.1遺跡^{すがへた}では高床式建物や墨書土器^{ぼくしょ}、硯^{すずり}、役人のベルトに付けたと考えられる帯金具^{おびかなぐ}など、役所跡と推定される遺物が多く出土しています。鎌倉時代以降は、八幡庄^{やわたのしょう}の一部として中沢村・道野辺村などが誕生し、千葉氏の影響を強く受けました。万福寺境内遺跡では、主に日蓮宗系の題目板碑が250基以上出土しています。南側のこれらの遺跡は台地のへりに位置し、水系を利用した人々の活動や生活がうかがえます。

水系により形成された異なるふたつの文化圏は、時代が下るにつれて分水界上を越えて、つながっていくようになり、南北の水系の文化が結びつきひとつの文化を形成していくという、鎌ヶ谷市の地形的な特徴がうかがえます。その後も、水路や陸路を使って、他地域の文化とつながり、この地は発展していきました。

【構成文化財】

	種 類	名 称	時 代	地 区	指定等
1	有形文化財 (美術工芸品)	妙蓮寺板碑及び五輪塔	室町	道野辺	市指定
		北方前板碑	鎌倉～室町	佐津間	市指定
		大仏板碑	戦国	鎌ヶ谷	市指定
		屋敷裏板碑	戦国	佐津間	未指定
		万福寺板碑、根崎板碑、戸崎板碑	鎌倉～戦国	中沢	未指定
2	記念物(遺跡)	東林跡遺跡	旧石器	初富	未指定
		落山遺跡	旧石器	軽井沢	未指定
		西山遺跡	縄文	道野辺	未指定
		根郷貝塚	縄文～戦国	中沢	未指定
		大堀込遺跡	縄文、奈良・平安	中沢	未指定
		一本松遺跡	縄文、古墳～平安	中沢	未指定

	中沢貝塚	縄文	中沢	未指定
	双賀辺田No.1 遺跡	奈良・平安	中沢	未指定
	佐津間城跡	戦国	佐津間	未指定
	各河川流域にある遺跡	旧石器～近世	市内全地区	未指定

【保存・活用に関する課題と方針】

知られていない文化財を周知の文化財と一緒に広く活用することで、身近に文化財があることを知り、地元への愛着を感じてもらおうことを目指します。主な遺跡には看板を設置していますが、その周辺にある遺跡についても周知し、歴史講座やイベント開催などその土地の歴史に触れる取組みをしていきます。主な出土遺物は、郷土資料館で常設展示していますが、ほとんどの遺物は倉庫に保管されたままのため、利用する取組みをしていきます。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (21)	文化財説明板・案内板の作成	現在設置している文化財説明板・案内板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。		△			◎			
2 (25)	出前授業や現地見学会の開催	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。歴史に関するパネル展示などで協力していきます。				○	◎			
3	自然と遺跡の散策コースの設置	谷津と台地につどい生活した人々の歴史を歩いて学べるよう、自然と遺跡の散策コースを検討し、マップの作成につなげていきます。					◎			
4	遺跡周知のためのイベントの実施	地元自治会による中沢貝塚を中心とした縄文時代後期の遺跡に関する講座やイベントを実施します。	◎				○			

【体制】

行政（生涯学習部）が主体となり、自治会、郷土資料館ボランティアの協力を得る、または自治会が主体となるイベントでは行政が協力する形でイベント、見学会を実施します。

文化財説明看板の設置は文化財所有者・管理者に理解を得て事業を進めていきます。

② 〈江戸時代の馬牧がもたらした歴史文化〉 牧から開墾の地へ

【ストーリー】

市内中央部は、江戸時代を通じて幕府によって整備された馬の牧場が広がっていました。牧は、千葉県北西部の平坦に続く台地を利用し、湧水は馬の水飲み場に、谷は野馬土手とともに柵代わりに利用されました。牧の管理は周辺の村人が行い、年に1度3歳馬を捕らえる「野馬捕り」には、幕府の役人が検分したほか、名所図会にもその様子が描かれるなど、江戸からも見物客が訪れ賑わいました。明治時代になると牧は廃止となり、開墾されました。市内の中央部はその最初の開墾地という意味と豊かな土地への願いをこめて「初富」と名付けられ、人々が暮らす場所へと移り変わりました。

かつての牧の名残は、野馬土手や、野馬捕りの際に馬を入れて選別した施設の捕込、牧を開墾して名付けられた「初富」の地名として残されています。近代以降、かつての牧であった初富の地は、地域形成の中心的舞台となって、現在まで続いています。

【構成文化財】

	種 類	名 称	時 代	地 区	指定等
1	有形文化財 (美術工芸品)	豊作稻荷神社「手水鉢」	明治	初富	市指定
		豊作稻荷神社額「絵馬」	明治	初富	市指定
		豊作稻荷神社「鈴」、	明治	初富	市指定
		豊作稻荷神社額「豊作社」	明治	初富	市指定
		下総牧開墾局知事北島秀朝等旅宿看板	明治	粟野	市指定
		初富開墾関連資料	明治	初富	市指定
		小金牧大絵図	江戸	中沢	未指定
		三橋家文書	江戸～明治	中沢	未指定
		野馬の像(貝柄山公園内)	平成	初富	未指定
2	記念物(遺跡)	下総小金中野牧跡(捕込、野馬土手)	江戸	中沢、初富	国指定
		小金中野牧の込跡	江戸	中沢、初富	県指定
		野馬土手	江戸	全地区	未指定
		清田家の墓地	江戸～	鎌ヶ谷	市指定
		駒形大明神	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		三橋家墓地	江戸	中沢	市指定
		土地記念講碑	大正	初富	市指定
3	その他の文化財	歴史ある土地(初富稲荷神社、豊作稲荷神社)、地名(初富ほか)	—	—	—

【保存・活用に関する課題と方針】

国史跡下総小金中野牧跡に人々が集い、市の見どころの一つとして位置づけられることを目指します。国史跡下総小金中野牧跡は、一部を除き、見学会などのイベント開催時の限定的な活用となっています。広く知っていただくため、史跡の整備をしていきます。活用については、国史

跡下総小金中野牧跡を中心とした関連文化財群の散策コースを整備して、牧跡と開墾の歴史について触れる機会をつくります。また、市民と一緒に馬をキーワードにしたイベントを実施します。さらに、大学と協働でデジタル技術を活用し、若い世代に興味を持ってもらう取組みを行います。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (15)	《重点事業》 馬がキーワードのイベントの開催	国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会と協働で馬がキーワードの事業を実施します(春の牧ウマまつり、馬事文化市民講座、ミニとっこめ寄席、市内高校文化祭参加など)。	○			◎	○			
2 (52)	《重点事業》 国史跡下総小金中野牧跡の整備事業	「国史跡下総小金中野牧跡保存管理計画」(平成21年3月)に示した基本方針および基本構想をもとに、事業実施に向けた具体的方針および手法について「国史跡下総小金中野牧跡保存整備基本設計」(平成29年3月)を策定しました。今後は、内容を見直しながら、見学通路の整備など、具体的な事業について、計画的に実施していきます。					◎			
3 (16)	デジタル技術による史跡の活用	市との包括協定を結んでいる千葉商科大学による史跡などのデジタル技術 (AR, VR) をもちいた周知普及に取り組みます。				○	◎			
4	牧跡散策コースの設置	牧や初富開墾の歴史を歩いて学べるよう、散策コースを検討し、マップの作成につなげていきます。					◎			
5 (21)	文化財説明板・案内板の作成	現在設置している文化財説明板・案内板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。		△			◎			
6 (25)	出前授業や現地見学会の開催	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討していきます。				○	◎			

【体制】

国史跡周知普及の重点事業に関しては、**実行委員会**が主体となり、**行政**の補佐のもと、**自治会**の協力によって事業を実施します。デジタル技術、散策コース設置、学校での普及は**行政**が主体となり、**大学**、**学校**の協力のもと、文化財説明看板の設置は**文化財所有者・管理者**の協力のもと、事業を進めます。

③ 〈交差するまちの歴史文化〉 人々の往来と交流～木下街道と鎌ヶ谷宿～

【ストーリー】

市域の南東に位置する鎌ヶ谷地区には、江戸時代初期に整備された木下街道が通っています。この道は、木下道や鹿島道・銚子道また江戸道などと呼ばれた、江戸と利根川下流域および常陸方面とを結ぶ、重要な脇往還（脇街道）で、宿場も整備され、当市域においては鎌ヶ谷宿が誕生しました。寛政12年（1800）の村明細帳によると、当時の鎌ヶ谷宿の家数は79軒で、うち旅籠が7軒、商家が10軒あり、7月・12月には市場も立っていました。松尾芭蕉・渡辺崋山・大原幽学・加藤千蔭・清水浜臣・梁川星巖ら鎌ヶ谷宿を通過した文人も多く、紀行文や絵画などの作品を残しています。

また、鎌ヶ谷宿付近で木下街道と交差する小金（現松戸市）・佐倉（現佐倉市）道は、日光東往還に続くため、日光御社参のための裏道として重要な役割を持っていたことから、木下街道との機能を合わせると、多くの旅人が通過するにぎやかな宿場であったことが想像されます。旅籠の面影を残す丸屋、鎌ヶ谷大仏、庚申塔や道標などの文化財が、当時の宿場の面影を残しています。

【構成文化財】

	種類	名称	時代	地区	指定等
1	有形文化財 (建造物)	丸屋・丸屋離れ	明治	鎌ヶ谷	国登録
2	有形文化財 (美術工芸品)	鎌ヶ谷大仏	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		大仏板碑	戦国	鎌ヶ谷	市指定
		古文書、絵図	江戸～明治	鎌ヶ谷	未指定
		鎌ヶ谷地区の石造物	江戸～昭和	鎌ヶ谷	未指定
3	有形民俗文化財	道標地蔵	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		庚申道標	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		百庚申	江戸	鎌ヶ谷	市指定
4	記念物(遺跡)	清田家の墓地	江戸～	鎌ヶ谷	市指定
		駒形大明神	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		魚文の句碑	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		官軍兵士の墓	明治	鎌ヶ谷	市指定
		野馬土手	江戸	鎌ヶ谷	未指定
5	その他の文化財	木下街道、歴史ある土地（八幡神社、延命寺、清長庵）	—	—	—

【保存・活用に関する課題と方針】

鎌ヶ谷大仏駅出発の文化財見学会のコースとして人気が高いエリアです。このエリアの文化財の散策を通じて、かつての鎌ヶ谷宿を見つけ、感じてもらうことを目指します。個々の文化財説

明板はありますが、コースとしての案内板はないため、地図などの手がかりのない一般の見学者にはわかりづらいと思われます。案内板を作成し周知していきます。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (21)	文化財説明板・案内板の作成	現在設置している文化財説明板・案内板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。		△			◎			
2 (25)	出前授業や現地見学会の開催	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。歴史に関するパネル展示などで協力をしていきます。				○	◎			
3	鎌ヶ谷宿周辺散策コースの整備	木下街道や鎌ヶ谷宿の歴史を歩いて学べるよう、散策コースを検討し、マップの作成につなげていきます。					◎			
4	国登録有形文化財丸屋・丸屋離れ整備	木下街道の旅籠の一つであった丸屋の建物を改造前の状態に復元しつつ、複合施設の機能を付した整備をします。		◎						

【体制】

国登録有形文化財「丸屋・丸屋離れ」については**文化財所有者・管理者**が主体となり事業を進めます。散策コース設置は**行政**が主体となり、学校での普及活動は**学校**の協力のもと、**行政**が主体となり実施します。文化財説明看板の設置は**文化財所有者・管理者**の協力のもと、**行政**が事業を進めます。

④ 〈交差するまちの歴史文化〉 草莽の志士澁谷総司とその生家～国登録有形文化財澁谷家住宅～

【ストーリー】

佐津間地区は、鎌倉時代には成立していた村で、佐津間城を背に集落が形成され、江戸時代以降は、中世の村を中心地として集落が広がっている様子が見えます。

幕末の弘化3年（1846）、佐津間村の名主を代々つとめた澁谷家の次男として、澁谷総司が誕生しました。総司は、10歳にならないうちに、小金町（現松戸市）の儒学者一月逸平に学び、安政年間には江戸（現東京都）へ出て、剣術を千葉道場で、漢学を芳野金陵の門で学び、文武の修行をしています。文久3年（1863）には、諸国をめぐって尊王攘夷派の志士と交わりを広げました。慶応4年（1868）に赤報隊に参加し、年貢半減を掲げて東山道を進軍し、活躍しましたが、新政府の方針撤回により「偽官軍」の汚名を着せられ、同年、下諏訪で捕縛された後に、斬首されました。遺族らの尽力により、昭和3年（1928）に復権し、それを記念した澁谷総司贈位顕彰碑が造られています。国登録有形文化財澁谷家住宅は、総司の生家で、文政9年（1826）の建築と伝わっています。澁谷家住宅周辺は、江戸時代に鮮魚を運びなま道と呼ばれた旧道沿いに家が立ち並び、路傍の石碑や寺社、大津川沿いの谷津などから江戸時代の景観をしのぶことができます。

【構成文化財】

	種類	名称	時代	地区	指定等
1	有形文化財 (建造物)	澁谷家住宅（主屋・米蔵・門）	江戸～昭和	佐津間	国登録
2	有形文化財 (美術工芸品)	澁谷総司書簡	江戸	佐津間	市指定
		北方前板碑	鎌倉～戦国	佐津間	市指定
		屋敷裏板碑	戦国	佐津間	未指定
		光明真言道標	江戸	佐津間	未指定
		贈従五位澁谷総司之碑	昭和	佐津間	未指定
		澁谷家文書	江戸	佐津間	未指定
		佐津間地区の石造物	江戸～昭和	佐津間	未指定
3	記念物(遺跡)	佐津間城跡	戦国	佐津間	未指定
4	その他の文化財	地名(佐津間地区)、なま道、歴史ある土地 (宝泉院、大宮神社、日枝神社)	—	—	—

【保存・活用に関する課題と方針】

国登録有形文化財澁谷家住宅を市の見どころの一つとして位置づけられることを目指します。国登録有形文化財澁谷家住宅を地域の拠点として活用するため、整備が必要です。また、活用については、地元自治会の理解を得ながら、周辺の文化財を含めた活用を検討し、取り組んでいきます。

整備後には、建物の維持管理と活用を一緒に行うボランティアの募集を行い、保存と活用を両立します。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期					
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期			
1 (53)	《重点事業》 国登録有形文化財建造物の整備事業	国登録有形文化財澁谷家住宅の保存活用計画を令和4年、5年で作成し、それをもとに令和6年から8年まで整備を進めます。整備後は、建物および敷地内の維持管理を行います。					◎						
2 (21)	文化財説明板・案内板の作成	現在設置している文化財説明板・案内板について、老朽化が進んでいるため、順次建て替えを実施します。また、新たな看板設置について検討します。		△			◎						
3 (25)	出前授業や現地見学会の開催	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。歴史に関するパネル展示などで協力をしていきます。				○	◎						
4	佐津間地区散策コースの設置	佐津間地区の歴史を歩いて学べるよう、地元自治会と一緒に散策コースを検討します。					◎						
5	文化財ボランティアの育成	国登録有形文化財澁谷家住宅の保存と活用のためのボランティアを令和7年度に募集し、令和8年度から活動を開始します。	○				◎						
6	文化財ボランティアによる澁谷家住宅の維持管理と活用	国登録有形文化財澁谷家住宅の日常的な維持管理については、ボランティアによる建物の掃除や民間事業者委託の活用により、畑・庭の手入れなどを実施します。活用については、澁谷家住宅を中心として佐津間地区の文化財や地域資源などの関連文化財群を活用した事業を検討します。イベントや見学会を定期的実施します。	○				◎						

【体制】

重点事業については、行政内の関係部局（生涯学習部、市民生活部、都市建設部）で調整を図り、行政が主体となって事業を進めます。文化財説明看板、学校での普及活動は、文化財所有者、学校の協力のもと、行政が主体となって進めます。国登録有形文化財澁谷家住宅の活用を担うボランティアの育成を行政が主体となって進めます。また、澁谷家住宅の管理は行政が主体となって、市民ボランティア、郷土資料館ボランティアの協力によって行っていきます。

⑤ 〈7つの集落を基盤とした歴史文化〉 今につづく江戸時代の文化

【ストーリー】

市域には、市を代表する文化財である下総小金中野牧跡（国史跡）や野馬土手、鎌ヶ谷大仏（市指定）、澁谷家住宅（国登録）をはじめ、社寺境内や路傍にある石仏・石塔・石碑など、江戸時代の面影を残す文化財が点在しています。

また、主に民間信仰によって結びついた継続的な集団である講の中で、栗野地区の庚申講は現在も継続しており、江戸時代より5年に1基ずつ庚申塔を造立し続けています。また、弘法大師ゆかりの八十八か所をめぐる東葛・印旛大師講は江戸時代に起こり、現在も佐津間、栗野、軽井沢、初富の各地区が関わり続けています。軽井沢地区に現存するおしゃらく踊り（市指定）は、明治時代に伝わり、かつてこの巡拝期間中に演じられました。このほか、市域で広く行われていた信仰行事の中で、中沢地区のオビシヤや鎌ヶ谷地区（南鎌ヶ谷）の天道念仏なども昔からの結びつきが色濃く残っている無形民俗文化財です。

さらに、市域の特産物である梨は、江戸時代末期に八幡村（現市川市）で栽培された八幡梨を導入するのが始まりと伝えられています。

都市化の進む市域のいたるところや生活の中に、“江戸時代”を見つけることができます。

【構成文化財】

	種 類	名 称	時 代	地 区	指定等
1	有形文化財 (建造物)	澁谷家住宅（主屋・米蔵・門）	江戸～昭和	佐津間	国登録
		丸屋・丸屋離れ	明治	鎌ヶ谷	国登録
2	有形文化財 (美術工芸品)	鎌ヶ谷大仏	江戸	鎌ヶ谷	市指定
		石造物	江戸～昭和	市内全地区	未指定
3	有形民俗 文化財	栗野庚申塔群	江戸～	栗野	市指定
		東葛・印旛大師講札所	江戸～	佐津間、栗野、軽井沢、初富	未指定
4	無形民俗 文化財	栗野庚申講	江戸～	栗野	市指定
		おしゃらく踊り	明治～	軽井沢	市指定
		オビシヤ	江戸～	中沢	未指定
		天道念仏	江戸～	鎌ヶ谷	未指定
5	記念物(遺跡)	下総小金中野牧跡	江戸	中沢	国指定
		野馬土手、野馬堀	江戸	全地区	未指定
6	その他の文化財	歴史ある土地（梨畑）	—	—	—

【保存・活用に関する課題と方針】

身近すぎて気が付かない大切なものに気づき、残していきたいと思う心を育てることを目指します。高齢化により、地域で守り伝えられてきた民俗信仰の継続が難しくなっているものがあります。継承者の育成に取り組みます。また、状況によっては、聞き取り調査や映像記録の撮影、使用した道具などが散逸しないよう状況の把握、保存・活用していく方策も必要です。

次世代に伝えていくため、市民に知ってもらう取り組みをしていきます。

【関連文化財群に関する措置】

	措 置	取 組	取組主体					取組時期		
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期
1 (25)	出前授業や現地見学会の開催	文化財・関連文化財群を活用した小・中学生を対象とした出前授業や現地見学会を実施します。また、学校と連携して、小・中学生が学区にある文化財の活用を考える機会を検討します。歴史に関するパネル展示などで協力をしていきます。				○	◎			
2 (27)	民俗芸能の担い手の育成	市指定文化財おしゃらく踊りは保存会により継続されていますが、高齢化が進んでおり、担い手の育成が急務となっていることから、保存会とともに、市民に呼びかけを行い、担い手を募ります。また、おしゃらく踊り周知のため、イベントへの出演機会作りやおしゃらく踊りに関する講座を実施します。	△				◎	○		
3 (28)	所有者などへの継承の推進	指定・未指定に関わらず、文化財所有者による次世代への継承のため、所有者との直接的な対話、文化財調査による価値づけなど、文化財そのものの価値を伝え、所有者にとって保存の意味を理解してもらいます。		○				◎		
4 (29)	文化財や自然を担う人材の育成	地元に残る文化財や自然に対して地域住民が興味を持ち、身近にある文化財や自然を守る行動へのきっかけになるよう、各公民館にて、地元の文化財や自然に関する人材の育成の講座を開催します						◎		

【体制】

学校での普及活動は**学校**の協力のもと、**行政**が主体となり実施します。継承の推進については**文化財所有者・管理者**の協力のもと、**行政**が事業を進めます。民俗芸能の担い手の育成は、保存会が主体となり、**行政**の補佐のもと、**自治会**の協力によって事業を実施します。人材の育成は、行政内の関係部局（生涯学習部、市民生活部、都市建設部）で調整を図り、**行政**が主体となって事業を進めます。

第9章 文化財の防災・防犯

1 本市の防災・防犯に関する現状と課題と考え方

(1) 本市の防災に関する現状と課題

近年、台風や集中豪雨などの自然災害が頻発する一方で、首都直下地震など大規模災害の発生が懸念され、国土強靱化の取組みによる防災、減災対策の充実強化が求められています。大規模災害が発生した場合には、行政の活動（公助）のみでは対処することが困難になるため、自助や共助の取組み強化による地域防災力の向上が課題となっています。

また、本市の出火率は、2.3件であり、全国の3.0件と比較しても火災の発生は少ない状況となりますが、安心して暮らせるまちづくりには、火災を発生させない継続的な取組みが必要となります。

①地震履歴と今後の想定

本市に影響を及ぼした歴史的な地震は、ほとんどが房総半島沖で発生しています。これらは、太平洋西縁部に当たる日本海溝や相模湾から房総半島南沖を走る相模トラフと呼ばれる海底の窪地などで発生する海溝型巨大地震とされます。大正12年（1923）の関東大震災などもこれにあたります。

なお、千葉県東方沖地震（マグニチュード＝6.7、昭和62年〈1987〉）では、本市の震度は5（旧震度階級）で、建物被害は2棟でした。

また、平成23年（2011）に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）においては、千葉県下では成田市、印西市で震度6弱となり、沿岸部、埋立地、河川沿いでは液状化被害が発生し、さらに太平洋沿岸では津波による被害が発生しました。本市では、震度5弱を記録し、人的被害は軽症者5名、住宅被害は大規模半壊が2件、半壊が7件、一部破損が810件、避難者は136名（最大時）となっており、公共施設においても壁の亀裂や水道管の破損などが発生しました。

その他、帰宅困難者の発生、道路渋滞、電話の輻輳*、食料の品切れ、放射能対応等の問題が生じています。

今後の地震災害は、「鎌ヶ谷市地域防災計画」において、市域で最も被害が大きくなるのは「東京湾北部地震の震源が鎌ヶ谷市直下の場合」とされています。市の約98%の地域で震度6弱、2%で震度6強となると予想しています。河川沿いの谷底低地や埋立てされた区域において液状化の危険性が高く、建物被害が発生します。火災の発生による被害も想定されます。そのほか、人的被害、交通施設・ライフラインの被害などが想定されています。

*電話の輻輳：一定時間内に電話が集中することで発生する「電気通信網の渋滞」の状態をいいます。

②風水害履歴と今後の想定

本市の風水害による床上浸水および床下浸水の被害発生件数では、平成25年（2013）

10月の台風第26号による浸水被害が最も多くなっています。また、平成8年(1996)9月22日の台風第17号では、大津川沿いの広い範囲と二和川・大柏川の広い範囲で浸水被害が発生し、鎌ヶ谷市の面積の約4パーセント(83万㎡)が浸水する被害が発生しています。

本市の今後の風水害の想定は、鎌ヶ谷市洪水ハザードマップの情報に基づいて、浸水が想定される区域内には、約1万人、約4,000世帯の市民が暮らしているものと推計されています。特に中沢川沿い、二和川沿いの区域に多くなっている状況にあります。今後も台風や短時間の豪雨等による浸水被害の発生が危惧されます。

③土砂災害の今後の想定

急傾斜地崩壊危険箇所7箇所、急傾斜地崩壊危険区域1箇所、土砂災害警戒区域8箇所、土砂災害特別警戒区域6箇所が指定されています(令和3年3月時点)。これらの区域では、地震時や豪雨時での土砂災害の発生が危惧されます。

④その他の災害の今後の想定

その他の災害として、富士山をはじめとする火山噴火による降灰の発生が危惧されます。

(2) 国土強靱化の基本目標

国が定める、国土強靱化基本計画および千葉県国土強靱化地域計画との調和を保つとの観点から、次の4項目を基本目標として設定し、鎌ヶ谷市総合基本計画が定める【まちづくりの基本理念】「みんなでつくるふるさと 鎌ヶ谷」の実現を図ります。

【基本目標】

〈いかなる大規模自然災害が発生しようとも、〉

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に関わる被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興

(3) 本市の防犯に関する現状と課題

刑法犯認知件数は比較対象都市と比較しても少なくなっているため、パトロールなどの防犯活動や、防犯知識の普及を通じて、現在の状態を維持していく必要があります。

①刑法犯認知件数

全国(平成30年817,338件、令和元年748,559件)的にも、県全体(平成30年46,698件、令和元年41,793件)でも減少しています。本市は、平成30年が827件、令和元年が716件で、平成21年の1,472件と比較すると、10年間

で756件減少しています。

②刑法犯認知件数

刑法犯認知件数は、減少傾向にありますが、本市の電話de詐欺（特殊詐欺）被害認知件数は、県内でも上位にあり、この被害根絶が課題となります。

③生活環境に関する今後の重要度

平成30年度市民意識調査において、生活環境に関する今後の重要度は、「道路の状況」が、86.6%と最も高く、次に「犯罪・風紀などの防犯対策」が81.9%となっていることから、市民の治安に対する意識は高い状況にあります。

（4）本市の防災・防犯に関する考え方

本市は、地域温暖化による気候変動、地震などの自然災害の脅威が増す中、災害から市民の生命、身体、財産を守るとともに、自然にやさしい良好な環境を保全および創造することで、『自然と調和した災害に強いまち』を目指します。

そのため、自然災害の被害を最小限に抑えるよう、自助・共助・公助が一体となった取組みによる市内全域の防災力の向上を図るとともに、迅速かつ的確な消防活動を遂行するため、消防・救急体制の充実を推進します。

そして、火災を発生させない安全なまちづくりを推進します。

また市民、地域、関係機関による防犯活動を促進することで、犯罪を未然に防止し、市民が安心して暮らせるための安全で安心なまちの実現を推進します。

2 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

（1）文化財の防災・防犯に関する現状と課題

「1 本市の防災・防犯に関する現状と課題と考え方」に基づき、本市の文化財の防災・防犯に関する主な現状と課題は、以下のとおりです（「基本方針2文化財と“つながる”」に関わる課題（再掲））。

①文化財の防災に関する現状と課題

浸水被害などの災害リスクの高い地域にある文化財や地域の資源を把握し、災害発生時の対応をあらかじめ確認しておく必要があります。

また、文化財の周辺には樹木が生えている箇所があります。地震や風水害による樹木の倒木がないよう日ごろの管理が必要です。さらに、地震に備えた建物の耐震化や防火対策の検討が必要です。

②文化財の防犯に関する現状と課題

将来的な人口減少などの影響により、空き家の発生や管理する者はいるが神主不在の神社などの日常の防犯が行き届かず、盗難や火災などによるき損の恐れがあり、管理状況によっては、防災・防犯対策を講じる必要があります。

③文化財の防災・防犯に関する体制の現状と課題

所有者および地域住民、行政が連携し、平時より、防災・防犯体制を確立していくことが求められます。

また、文化財の防災・防犯に対する市民の意識の向上や、地域住民が普段から守るべき文化財を把握しておくことも必要です。

3 文化財の防災・防犯に関する方針と措置

(1) 文化財の防災・防犯に関する方針

「鎌ヶ谷市総合基本計画」および「鎌ヶ谷市国土強靱化地域計画」、「千葉県文化財保存活用大綱」に準拠した方針を定めていきます。また、防火対策として、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和元年〈2019〉12月改定、文化庁）および「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年12月、文化庁）に示される対策に基づき、取組みを推進していきます。建造物の耐震化にあたっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成8年〈1996〉1月、文化庁）および「伝統的建造物群の耐震対策の手引き」（令和2年1月、文化庁）を踏まえ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を図ります。

①防災・防犯対策を進めていく上においては、行政による公助、地域住民による共助、所有者による自助のそれぞれの観点から考えていきます。

②文化財の防災・防犯は、日常管理が重要であり、その意識を高め、体制づくりに努めるとともに、防犯・防災設備の充実と定期点検や修理など必要な対策を施します。

③災害発生時には、文化財所有者・管理者および行政の担当職員の安全を最優先としつつ、被害情報の収集から応急措置、復旧への対応など、文化財の保全に努めます。

④耐震対策として、建造物について専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の措置を講じます。

(2) 文化財の防災・防犯に関する措置

文化財所有者・管理者、地域住民に、文化財の防災・防犯に関する意識啓発を促す講習会や防災訓練を実施します。さらに、文化財が被災しないために、市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策の強化を進め、文化財所有者等に対しても、防災・防犯対策の強化を促します。また、文化財が被災した場合の連絡体制を構築し、漏れのないよう体制強化を図ります。

取組主体 ◎：主体として取り組む ○：連携、協力を行う △：協力体制を整える
 ＊市民には、自治会を含む。団体には学校・大学を含む。
 取組時期 前期（R5～7） 中期（R8～10） 後期（R11～14）

	措 置	取 組	取組主体					取組時期			
			市民	所有者	専門家	団体	行政	前期	中期	後期	
1 (33)	防災に関する講習会などの開催	文化財所有者に対して、文化財の防災に関する情報を毎年定期的に通知し注意喚起していきます。また、定期的な講習会の開催について検討します。		○				◎			
2 (34)	防災訓練の実施	国登録有形文化財澁谷家住宅および丸屋・丸屋離れについて、防災担当部門と連携し、防災対策を行い、年に1回、地震や火災を想定した防災訓練を実施します。		○				◎			
3 (35)	文化財の防災・防犯対策の検討と実施	市が管理する文化財の被災状況を想定した防災・防犯対策を検討し、定期的に見直します。						◎			
4 (36)	台風や豪雨などによる防災のための定期的な見回り	近年増加している、台風や豪雨による樹木への被害について、国史跡下総小金中野牧跡や国登録有形文化財澁谷家住宅の裏手の森や佐津間城跡などの樹木について、倒木や枝落ちなどの危険がないかどうか定期的な見回りや専門業者による診断を実施します。						◎			
5 (37)	文化財保管スペースなどの防災設備の整備	国登録有形文化財澁谷家住宅や文化財保管スペースなどの防災設備の整備を検討し、整備します。また、耐震調査によって、今後の方針を検討します。			○			◎			
6 (38)	文化財所有者との連絡体制の構築	市指定文化財の所有者・管理者に定期的に連絡を取り、住所変更などで連絡体制に漏れないようにしていきます。その上で、災害発生など緊急時の連絡体制を構築します。		○				◎			
7 (39)	文化財リストの情報提供	文化財リストを災害発生時に備えて、消防本部に情報提供します。						◎			
8 (40)	関係機関との協力体制の構築	文化財が被災した場合を想定し行政機関や博物館、大学、関連団体との協力体制の構築	△	○	△	△		◎			

	<p>築</p>	<p>をしていきます。災害が発生したときは、人命保護を最優先にしながら、文化財の被災状況を把握し、県との連絡を密にして、被害の拡大防止に努めます。文化財が被災した時には、県や文化財所有者などと連携し、復旧に努めます。被災した文化財を救済するための専門機関や関連団体との協力体制を平時より構築します。</p>								
--	----------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

文化財の防災・防犯対策を推進していくため、図16のとおり文化財所有者・管理者と連絡を取れる体制とし、本市消防本部と連携を図るなど、市の体制を整備します。その上で、千葉県文化財課や千葉県博物館協会などと連携を図り、防災や災害発生後の体制を整えていきます。

(4) 震災にまつわる文化財

大正12年(1923)に起きた関東大震災では、石塔や墓石が倒れた記録はありますが、東京の大被害に比べ当時の鎌ヶ谷村の被害は、きわめて少なかったことが市役所敷地に所在する「震災記念碑」に刻まれています。

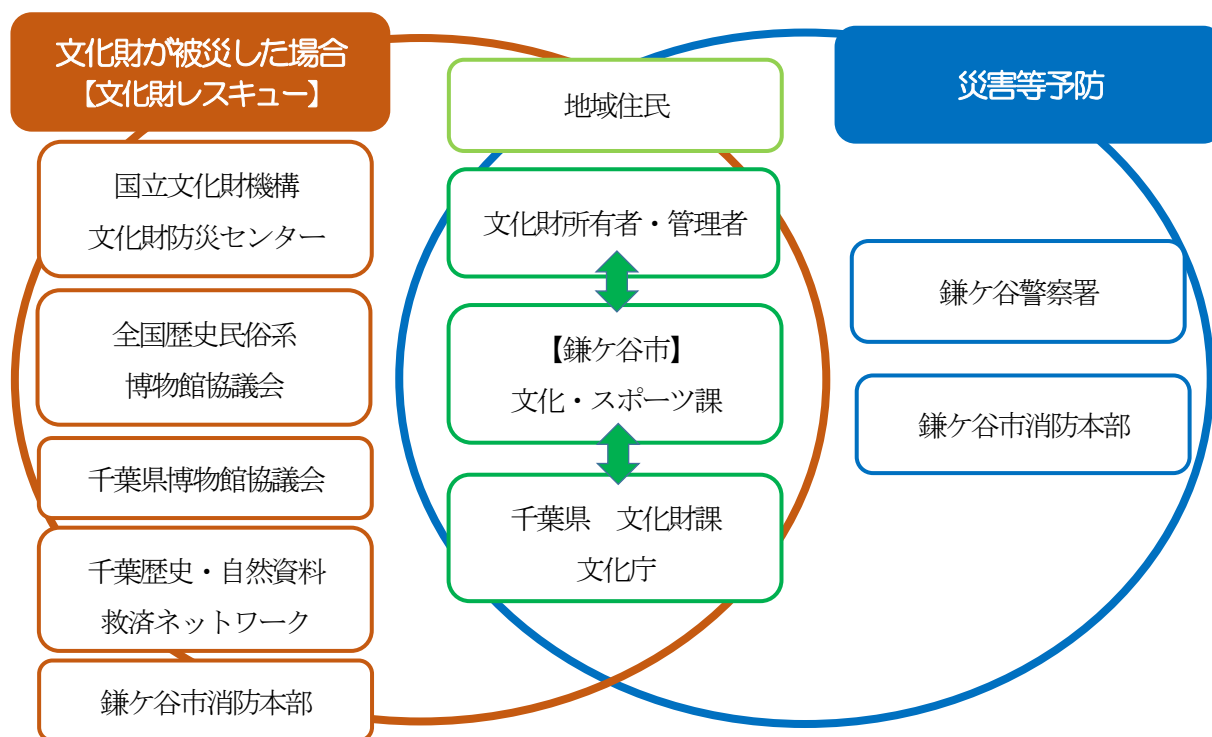


図16 文化財の保存・活用の防災・防犯体制図

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

1 庁内関連部局との連携

本計画で定める文化財の保存・活用に関する措置は、生涯学習部文化・スポーツ課を中心として、庁内の関連部局と情報共有を図り、連携して各種事業を推進していきます。事業の推進にあたっては、事業ごとに関連する部局と協議を進めるなど、効率的に取り組んでいきます。

【文化財担当：教育委員会生涯学習部文化・スポーツ課】（令和4年4月1日現在）

○文化係 職員25名（正規職員5名、会計年度任用職員20名）うち埋蔵文化財専門3名

○郷土資料館 職員8名（正規職員2名、再任用職員2名、会計年度任用職員4名）

うち埋蔵文化財専門1名、近・現代専門1名、近世および民俗専門2名、近世専門2名

表9 文化財の保存・活用の関連部局一覧

関連部局	連携内容
生涯学習部学校教育課 ※小・中学校	小・中学校への各種出前授業
生涯学習部生涯学習推進課 ※各公民館、図書館	各公民館の講座などにおける文化財の活用 イベントでの文化財見学会開催の検討
総務企画部企画財政課	総合基本計画など各種計画との相互調整 魅力発信アドバイザー等による文化財の情報発信
総務企画部広報広聴室	文化財の情報発信
市民生活部商工振興課	観光事業での文化財の活用（情報発信）
市民生活部環境課	環境調査、自然観察会などのイベントの開催 新たな取組みの創出（森林活用）
市民生活部安全対策課	防災・防犯に関すること
市民生活部農業振興課	田畑や果樹園などに関すること
健康福祉部高齢者支援課	講座などでの文化財の活用
都市建設部都市計画課	都市計画、景観計画など各種計画への相互調整
都市建設部建築住宅課	建築相談
都市建設部公園緑地課	緑の基本計画など各種計画への相互調整 野馬土手の活用
消防本部予防課・警防課	歴史的建造物の防火対策への助言、災害対応

2 市民・所有者・専門家・関係団体・行政機関との連携

効果的・効率的な計画の推進を図るため、文化財の保存・活用を市民や文化財所有者、専門家、関係団体、関係行政機関と連携して取り組みます。また、文化財の保存・活用について課題を共有する周辺自治体と情報共有し、その解決にあたっては連携して取り組みます。

表10 文化財の保存・活用の関係機関など一覧表

関係機関など	連携内容
【市民】自治会	ミニとっこめ寄席の開催 など
【市民】ボランティア	講座、イベントなどの運営、国登録有形文化財澁谷家住宅の日常的な維持管理 など
【所有者】文化財所有者	文化財の管理
【専門家】	石材鑑定 建造物診断 など
【団体】おしゃらく踊り保存会	市指定文化財おしゃらく踊りの後継者育成、活用
【団体】国史跡下総小金中野牧跡周知普及実行委員会（鎌ヶ谷市レクリエーション協会、鎌ヶ谷市茶道協会、NPO 法人 KAO の会、自治会、学校など）	国史跡下総小金中野牧跡の周知・普及の各種事業の開催（春の牧ウマまつり、馬事文化市民講座、ミニとっこめ寄席など）
【団体】市内の県立高校	文化財の周知普及の協力（文化祭への参加）
【団体】千葉商科大学（包括協定）	文化財の活用（VR資料の作成など）
【行政】文化庁 千葉県教育委員会文化財課	文化財の保存・活用への補助制度 文化財の保存・活用への助言、指導 など
【行政】千葉県博物館協議会	博物館関係の課題の共有、検討 博物館関係に関する研修会 災害時の協力 など
【行政】全国歴史民俗系博物館協議会	博物館関係の課題の共有、検討 博物館関係に関する研修会 災害時の協力 など
【行政】千葉歴史・自然資料救済ネットワーク	災害時の協力
【行政】千葉県文書館	文書資料の課題の共有、検討 文書資料に関する研修会 など
【行政】千葉県史料保存活用連絡協議会	文書資料の課題の共有、検討 文書資料に関する研修会 災害時の協力 など
【行政】千葉県北西部地区文化財行政担当者連絡協議会	千葉県北西部の11市の文化財行政担当者で構成される会議（文化財について課題の共有、検討） 文化財に関する研修会、勉強会 文化財の周知普及（発表会、展示など） など

3 鎌ケ谷市文化財審議会

本計画に基づく措置の進捗報告や、事業内容については、鎌ケ谷市文化財審議会に定期的に報告し、意見を求めるものとします。

委員5名（属性：民俗1名、考古2名、近世史・近代史1名、建造物1名）令和4年4月1日現在

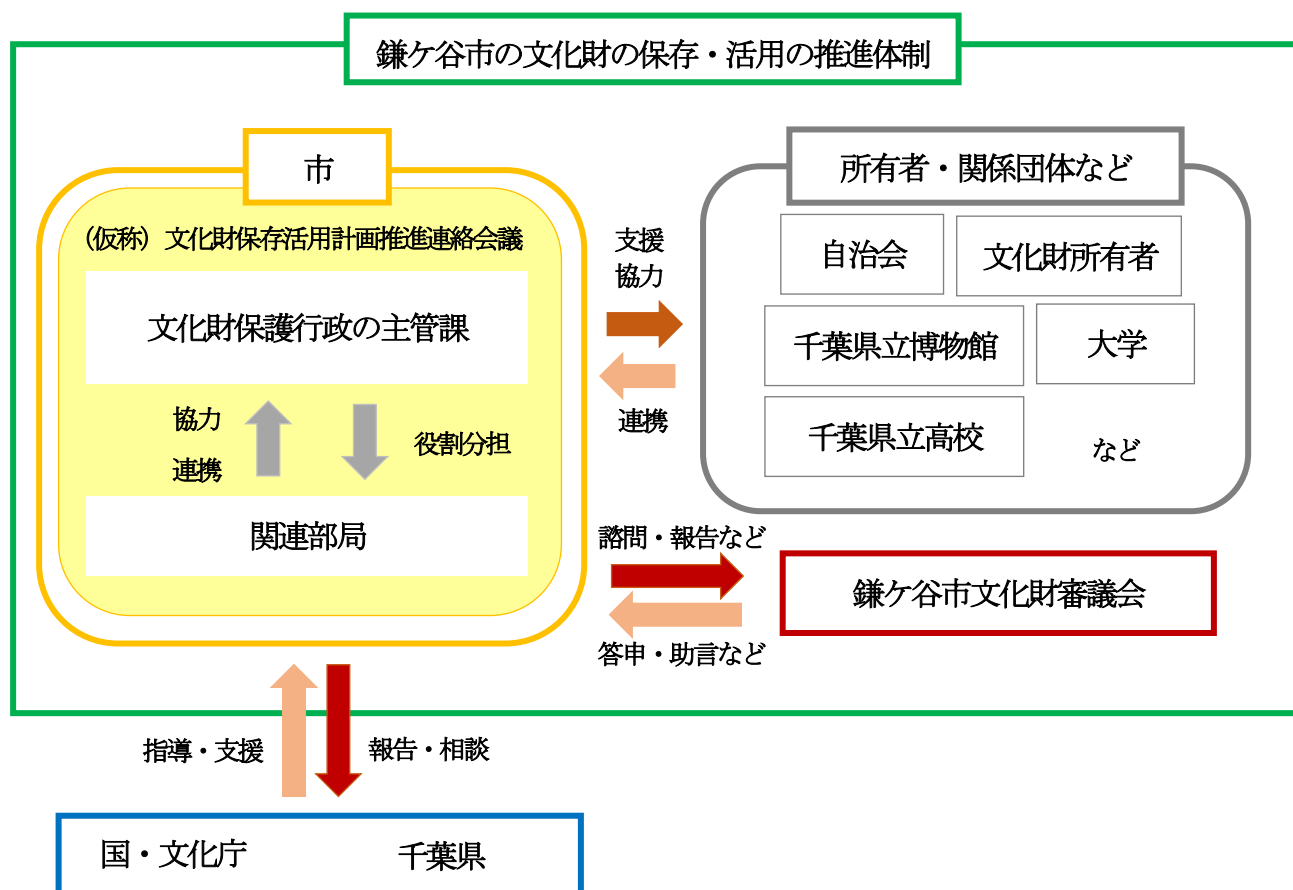


図17 鎌ケ谷市の文化財の保存・活用の推進体制

4 文化財担当者のスキルアップ

文化財に関する新たな知識の蓄積や技術のスキルアップのため、文化庁や千葉県などが開催する研修に積極的に参加していきます。